

令和 4 年度災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル

改訂検討会

設置要綱

1. 目的

災害時における石綿の飛散及びばく露防止に係る措置については、平成 19 年 8 月に「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」(以下「マニュアル」という。)を作成し、平成 29 年 9 月に当該マニュアルの改訂を行ったところである。令和 2 年 6 月に大気汚染防止法(以下「法」という。)を改正し、一部を除き令和 3 年 4 月 1 日から施行されたところであるが、法では、災害時に備え、国や都道府県等は建築物等の所有者等による建築物等への石綿含有建材の使用の有無の把握を後押しすること等に努めるように規定された。

そこで、環境省では、都道府県等が平常時から石綿含有建材使用建築物を把握し、そのデータベースの作成を推進するため、令和 2 年、3 年の 2 カ年にわたり「石綿含有建材の使用状況の把握に関するモデル事業」(以下「災害モデル事業」という。)を実施してきたところである。

本検討会では、災害時モデル事業の成果を活用するとともに、近年の災害時の石綿飛散防止対策の動向等を踏まえ、マニュアル改訂(案)の作成について必要な検討を行うことを目的とする。

2. 検討内容

- (1) 平常時における建築物等への石綿含有建材の使用の有無の把握方法の検討及び災害時の情報の活用方法の検討
- (2) 改正法に対応する事項の検討
- (3) マニュアル改訂(案)の検討
- (4) その他マニュアル改訂に係る事項の検討

3. 運営

- (1) 本検討会は、別紙に掲げる学識経験者等で構成する。
- (2) 本検討会には、座長を置き、座長は、検討会の議事の運営及び整理をする。
- (3) 本検討会は、原則、公開で開催することとし、検討会資料及び議事録も同様とする(以下、同じ。)。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、又は特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれのある場合は検討会を、非公開とすることができるものとする。
- (4) 検討会の事務は、株式会社環境管理センターが行う。
- (5) その他、検討会の運営にあたり必要な事項は、座長が定める。

4. 開催期間・回数

令和 4 年 8 月 22 日～令和 5 年 3 月 24 日の期間中、3 回開催する。